

特別養護老人ホームあがの八雲苑ご利用料金表(令和3年8月1日～)

1日あたり											1月(30日)あたり
利用者負担額	介護保険	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	居住費	食費	合計		
第一段階・・・高齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方											
要介護 1	652	4	8	46	21	12	820	300	1,863	55,890	
要介護 2	720	4	8	46	21	12	820	300	1,931	57,930	
要介護 3	793	4	8	46	21	12	820	300	2,004	60,120	
要介護 4	862	4	8	46	21	12	820	300	2,073	62,190	
要介護 5	929	4	8	46	21	12	820	300	2,140	64,200	
第二段階・・・住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方											
要介護 1	652	4	8	46	21	12	820	390	1,953	58,590	
要介護 2	720	4	8	46	21	12	820	390	2,021	60,630	
要介護 3	793	4	8	46	21	12	820	390	2,094	62,820	
要介護 4	862	4	8	46	21	12	820	390	2,163	64,890	
要介護 5	929	4	8	46	21	12	820	390	2,230	66,900	
第三段階①・・・住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方											
要介護 1	652	4	8	46	21	12	1,310	650	2,703	81,090	
要介護 2	720	4	8	46	21	12	1,310	650	2,771	83,130	
要介護 3	793	4	8	46	21	12	1,310	650	2,844	85,320	
要介護 4	862	4	8	46	21	12	1,310	650	2,913	87,390	
要介護 5	929	4	8	46	21	12	1,310	650	2,980	89,400	
第三段階②・・・住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の方											
要介護 1	652	4	8	46	21	12	1,310	1360	3,413	102,390	
要介護 2	720	4	8	46	21	12	1,310	1360	3,481	104,430	
要介護 3	793	4	8	46	21	12	1,310	1360	3,554	106,620	
要介護 4	862	4	8	46	21	12	1,310	1360	3,623	108,690	
要介護 5	929	4	8	46	21	12	1,310	1360	3,690	110,700	
第四段階・・・住民税課税対象の方											
要介護 1	652	4	8	46	21	12	2,236	1,445	4,424	132,720	
要介護 2	720	4	8	46	21	12	2,236	1,445	4,492	134,760	
要介護 3	793	4	8	46	21	12	2,236	1,445	4,565	136,950	
要介護 4	862	4	8	46	21	12	2,236	1,445	4,634	139,020	
要介護 5	929	4	8	46	21	12	2,236	1,445	4,701	141,030	

※1 1ヶ月あたり30日として計算しています。

※2 第一段階～第四段階の区分については、入所される方の世帯全員の前年度納税額・所得に応じます。

※第三段階の方は、R3年8月から①と②に分かれ、食費と住居費の負担限度額の改定あり、上乘の金額になる予定です。

※3 高額介護サービス費制度があります。

※4 入所期間中に入院または外泊された場合の取り扱いにつきましては、介護保険給付の取り扱いに応じた料金となります。(6日目までは外泊時加算、7日目以降は居住費として2,236円をお支払い頂きます)

※5 以下の加算につきましては、ご利用者の皆様に応じたご負担とさせていただきます。

項目	1日あたり	30日あたり	項目	1日あたり	30日あたり
①初期加算		30	⑦外泊時加算	560	月に6日間限度
②安全対策体制加算(入所時のみ)	20	20	⑧認知症専門ケア加算Ⅰ	3	90
③口腔衛生管理体制加算(Ⅰ)(月単位)	90	90	⑨看取り加算	(1)	72 死亡前31日以上～45日以下
④口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月単位)	110	110		(2)	144 死亡前4日以上～30日以下
⑤褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)月単位	3	3		(3)	680 死亡前2日又は3日
⑥褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)月単位	13	13		(4)	1280 死亡日

⑩その他介護保険法に定める加算があります。

※介護職員処遇改善加算として、(基本サービス費+各種加減算)×要件による掛け率(83/1000,60/1000)算定させていただきます。

なお、今後、特定介護職員等特定処遇改善加算として2.7%又は2.3%が算定される場合もあります。

利用料金等は、制度改正により変更される場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価加算があります。

※その他の料金

①行事、レクリエーション材料費	実費分をご負担とさせていただきます。		
②預かり金等出納管理料	1ヵ月		2,500円
③電気代(1個につき)	1日	50円	
(居室に各自搬入しご利用の場合のテレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気ポット、パソコン等)			
④嗜好品費	1日	50円	
⑤電話・新聞・インターネット代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑥理容・美容代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑦医療費・薬代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑧インフルエンザ等の予防接種	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑨個別の日用品等	実費分をご負担とさせていただきます。(買い物代行も受け承っております。)		